

I N F O R M A T I O N

ホテルサービスのご案内



ホテル クラウンヒルズ甲府
HOTEL CROWN HILLS KOFU

— ご利用規約 —

当ホテルでは、お客様に安全且つ快適にご滞在頂く為、宿泊約款第 10 条に基づき、次のような利用規定を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。

お守り頂けない場合は約款第 7 条及び 18 条によりやむを得ずご宿泊又はホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。且つ賠償も含め、責任をお取り頂く事もございますので特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

(火災予防上お守り頂きたい事項)

1. 客室内では暖房用、炊事用などの火器を持ち込み、ご使用なさらないでください。
2. 火災の原因となりやすい場所（特にベッド内）で喫煙をなさらないでください。
3. その他、火災の原因になるような行為をなさらないでください。

(保安上お守り頂きたい事項)

1. ご滞在中お部屋から出られるときは、ドア及び窓の施錠をご確認ください。
2. ご滞在中や特にご就寝のときはドアの内鍵、をお掛けください。
来訪者があったときは不用意に開扉なさらずにご確認ください。
万一、不審者と思われるきは直ちにフロントにご連絡ください。
3. ご訪問者とのご面会はロビーにてお願い致します。
4. 宿泊登録者以外のご宿泊は、堅くお断り致します。

(遺失物について)

1. お客様の遺失物（残置物）のお取り扱いに関しましては、下記、当ホテル遺失物規定によります。
お客様がチェックアウトされた後、手荷物または携帯品が当ホテルに保管の依頼なく残置されていた場合、チェックアウト後 7 日以内、食品類は 1 日以内にお申し出が無い場合は、所有者が破棄したものととして処分いたします。その場合、こちらからはご連絡いたしません。

(お支払いについて)

1. 料金のお支払は、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカードにより原則、ご到着時にお支払頂きます。
2. ご精算はご到着時に全額前金にてお支払いいただきます。
3. 小切手でのお支払及び両替には応じかねます。あらかじめご了承ください。
4. 航空券・列車やバスの切符代・タクシー代・郵便物切手代・お荷物輸送等のお立替はお断りさせていただきます。

(おやめいただきたい行為)

1. ホテルに他のお客様のご迷惑になるような物をお持ち込みにならないでください。犬・猫・小鳥・その他の動物・発火または引火性の物・悪臭を発する物・その他法令で所持を禁止されているものを持ち込まないでください。
2. ホテル内で賭博や風紀・治安を乱すような行為、他のお客様のご迷惑になるような言動はなさらないでください。
3. ホテル内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないでください。
4. 当ホテルの許可なく、客室を営業などの宿泊以外のご使用なさらないでください。
5. ホテルの外観を損なうような物を窓側に陳列しないでください。
6. ホテル内で許可なく広告・宣伝物を配布する行為、または物品の販売 をしないでください。
7. 廊下やロビーなどに所持品を放置なさらないでください。放置により万一所持品紛失の場合も当ホテルはその責任を負いません。
8. 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可の無い限りお断りさせていただきます。
9. 不可抗力以外の事由により建造物・備品・その他の物品を損傷・汚染・或いは紛失させた場合は、相当額を弁償して頂きます。
10. 廊下やロビー、レストランでの喫煙並びに禁煙ルームでの喫煙はご遠慮ください。
※禁煙ルーム内の喫煙が発覚した場合は理由の如何に拘らず、クリーニング等の費用及び販売停止期間の賠償を申し受けます。
最低額 3 万円。復旧に必要な費用や販売停止期間の宿泊料金の実費が 3 万円を上回る場合には、実費。

— 預かり品規定 —

1（お預かり期間）

- （1） お預かり期間は、当ホテルがお預かりした日からお受取ご指定日までとします。
- （2） お受取期間ご指定日は、当ホテルがお預かり品をお預かりした日から1ヶ月以内に限ります。
- （3） お受取り日のご指定がない場合は、お預かり期間はお預かりの日から1ヶ月とします。

2（お受取り人）

お預かり品のお受取り人は、お預けのご依頼人又はその方がお受取り人としてご指定された第三者とします。

3（お受取り人の確認）

お受取り人又は権限を与えられた第三者は、お預かり品のお受取りを請求なされる際、当ホテルの係りの者にお預かり証をご提示下さい。お受取り人がお預けのご依頼人によって指定された第三者の場合は、お預かり証のご提示は不要ですが、正当なお受取り人であることを示すもののご提示を求めます。係員は相当の注意をもってお受取り人の同一性を確認し、お預かり品をお返しします。この場合、当ホテルはお預かり品に関して責任を逃れるものとします。

4（損害の賠償）

- （1） お預り品の紛失、毀損、変質、その他一般の不可抗力とされている事由による損害に対しては、当ホテルはその責任を負いません。
- （2） 預り品の毀損、品質、その他ご依頼人の責めに帰すべき事由より当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

5（緊急処置）

- （1） 当ホテルは、次のような事態が生じたときは、臨機の処置をとることが出来るものとします。
 - a. 司法機関の要求によりお預り品の開披を求められたとき、又は
 - b. 火災、お預り品の異変、その他緊急を要する事態
- （2） 上記のいずれかの事態が発生した場合、当ホテルはお預り品に生じた損害についてなんらの責任も負いません。

6（管轄及び準拠法）

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

— 宿泊約款（1） —

（適用範囲）

第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込をしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - （ア）宿泊者名
 - （イ）宿泊日及び到着予定時刻
 - （ウ）宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - （エ）その他当ホテルが必要と認める事項
 - （オ）宿泊客が、宿泊中に事項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込を承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときには、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に継いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払の際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同行の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第5条

1. 当ホテル（館）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - （ア）宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - （イ）満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - （ウ）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - （エ）宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - （オ）宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - （カ）宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - （キ）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - （ク）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

— 宿泊約款（2） —

（宿泊客の契約解除権）

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときをのぞきます）は、別表第2にあげるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合であっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（到着予定時刻があらかじめ明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第7条

1. 当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - （ア）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
 - （イ）宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - （ウ）宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - （エ）宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - （オ）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - （カ）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - （キ）宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - （ク）寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

（宿泊の登録）

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録して頂きます。
 - （ア）宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - （イ）外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - （ウ）出発日及び出発予定時刻
 - （エ）その他ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示して頂きます。
3. 「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、氏名、住所、職業等の記載に加えて国籍及び旅券番号の記載とパスポートの呈示及びコピーが求められています。

（客室の使用時間）

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は基本的に午後3時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
 - （ア）当ホテル事情の有無にかかわらずチェックイン時間に変更となる場合がございますが、事情を考慮し延長による追加料金を免除する場合がございます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。延長1時間につき1,000円。※但し正午までとします。正午以降のご延長は室料の全額をお申し受けいたします。
3. 予め宿泊プランにて使用できる時間を別途設定している場合、その設定時間を有効とします。

— 宿泊約款（3） —

（利用規則の遵守）

第 10 条

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従って頂きます。

（営業時間）

第 11 条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとします。
フロント・キャッシャー等でご案内致します。
（ア）門限 午前 1:00
（イ）フロント 午前 0:00
2. 前項の時間は、予告無く変更することがあります。その他当ホテル施設等の営業時間は備えつけのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

（料金の支払い）

第 12 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、ご到着時にフロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金の返金は致しません。

（当ホテルの責任）

第 13 条

1. 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第 14 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できるかぎり同一の条件による他の宿泊施設の幹旋をするものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の幹旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（預託物等の取扱い）

第 15 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品、又は現金、並びに貴重品について、滅失、毀損の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を話し合いの上賠償します。但し、現金及び貴重品については、宿泊客がその種類、及び価格の明告を行わなかった時は、当ホテルは 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失による滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、3 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

— 宿泊約款（4） —

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第 16 条

- 客の手荷物が宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘られていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは発見日を含め 7 日間保管し、その後、最寄の警察署に届けます。
- 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、前条の規定に準じるものとします。

（駐車責任）

第 17 条

- 宿泊客が当ホテル駐車場をご利用になる場合、車輛キーの預託の如何に関らず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

（宿泊客の責任）

第 18 条

- 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償して頂きます。

第 19 条

- 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルを経営又は運営する会社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳

（第 2 条第 1 項のウ、第 1 2 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき金額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料）
	追加料	②飲食料又は追加飲食料 ③その他の利用料金
	税金	消費税

- ※基本宿泊料は料金表に提示された料金によります。
- ※その他の利用料金＝宅配便代、マッサージ代等
- ※エキストラベッドの利用については、規定料金を頂きます。

別表第 2 違約金

（第 6 条第 2 項関係）

契約申込室数		契約解除の通知を受けた日						
		不泊	当日	前日	3 日前	7 日前	14 日前	21 日前
一般	5 室未満	100%	100%	80%	50%	20%	—	—
	5 室以上	100%	100%	80%	50%	50%	20%	—
団体	50 室以上	100%	100%	80%	80%	50%	50%	20%

（注）

（注意）

- %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 団体客（5 室以上）の契約日数の短縮、室数の減少など一部について変更があった場合、別表第 2 に該当するすべての日数、室数分の違約金を収受します。
- 団体客（5 室以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申込みをお引き受けしたにはそのお引き受けした日）における宿泊室数の 10% 未満（端数が出た場合には切り上げる）の解除の場合、違約金をいたしません。

防災知識とお客さまへのお願い

お部屋に着きましたら・・・

- 客室内に掲示してあります避難経路図をご確認ください(非常口2カ所以上)
- 客室から非常口までを、実際にご確認ください。
- お体の不自由な方は、その旨をフロントへお申し付けください。

火災を出さないために・・・

- 喫煙所以外でのおタバコは固くお断りいたします。
- ベッドの上での喫煙はご遠慮ください。
- 吸い殻はくずかごに捨てないでください。
- タバコの火の取り扱いには充分にご注意ください。
- ベッドランプ、スタンド類へ物をかけないでください。

火災を発見されたら・・・

- 火災を発見されましたら直ちにフロントへご連絡ください。
- 大声や音を立てて周囲の方へお知らせください。
- 煙や臭いなど火災と思われる場合は、些細な事でもフロントへご連絡ください。

避難するときは(火災の場合など)・・・

- 火災報知機が鳴りますので、係員の避難指示に従って落ち着いて速やかに行動してください。
- 服装や持ち物にこだわらず、速やかに避難してください。
- 煙の中では、濡らしたタオルを口に当て、姿勢を低くして避難してください。
- エレベーターは絶対に使用しないでください。

地震が起きたら・・・

- 火災報知機が鳴りますので、係員の避難指示に従って落ち着いて速やかに行動してください。
- 服装や持ち物にこだわらず、速やかに避難してください。
- 煙の中では、濡らしたタオルを口に当てて、姿勢を低くして避難してください。
- エレベーターは絶対に使用しないでください。
- 大声や音を立てて周囲の方へお知らせください。
- 煙や臭いなど火災と思われる場合は、些細な事でもフロントへご連絡ください。

※地震の予知情報や警戒宣言が発令された場合は、館内放送などによりお知らせしますが、テレビ・ラジオ情報にもご注意ください。
ホテルは継続して営業いたしますが、状況により営業を縮小または停止する場合がございますのでご了承くださいませ。